路線名	区間
［略］	
二百三十五号	苫小牧市から北海道新冠郡新冠町まで
［略］	

［二～四　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

路線名	区間
［同上］	
二百三十五号	苫小牧市から北海道沙流郡日高町まで
［同上］	

［二～四　同上］

附　則

この告示は、令和八年二月二十八日から施行する。

○厚生労働省告示第五十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一　削除	一　インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法　成人T細胞白血病リンパ腫（症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。）
二～二十五　（略）	二～二十五　（略）
二十六　削除	二十六　肺動脈自律神経叢除神経療法　肺高血圧症（薬物療法に抵抗性を有するものに限る。）
二十七～五十九　（略）	二十七～五十九　（略）
第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養	第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養
一～五　（略）	一～五　（略）
六　経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法　縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍	六　経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法　肺悪性腫瘍、縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍
七～九　（略）	七～九　（略）

○国土交通省告示第三百十五号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
東京都　新島　（略）	東京都　新島　（略）
神津島　神津島村	（新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○個人情報保護委員会告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

一　団体の名称及び住所

一般社団法人投資信託協会

東京都中央区日本橋兜町二番一号

二　個人情報の保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日

令和八年三月三十一日をもって終了

三　認定業務を廃止しようとする日

令和八年三月三十一日をもって廃止

○個人情報保護委員会告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

一　団体の名称及び住所

一般社団法人日本投資顧問業協会

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号（東京証券会館）

二　個人情報の保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日

令和八年三月三十一日をもって終了

三　認定業務を廃止しようとする日

令和八年三月三十一日をもって廃止